平成２３年（フ）第９７３３号
東京都杉並区和泉１丁目２－２
債務者　大川　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３号
島根県鹿足郡津和野町後田ロ60番地７
債務者　大草彌榮子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第２６号
島根県益田市須子町14番23号
債務者　篠原　康弘
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第２７号
島根県益田市須子町14番23号
債務者　篠原　光子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第７２５号
東京都町田市森野５丁目14番15号パレス鎌倉202
債務者　鈴木　康之
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７４０号
東京都立川市羽衣町２丁目61番３号
債務者　片山　孝夫
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７６９号
東京都町田市金森874番地１第５都営金森１―208
債務者　高橋　照男
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８０２号
東京都東大和市清水１丁目749番地の６コーポ広雅101号
債務者　関口美知子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８１４号
東京都昭島市築地町249番地４クレセント藤沢101号
債務者　川岡　康子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８２５号
東京都八王子市東浅川町520番地ダイアパレス高尾Ⅱ521号
債務者　三浦　紀子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８２６号
東京都八王子市東浅川町520番地ダイアパレス高尾Ⅱ521号
債務者　三浦　妙子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８３９号
東京都三鷹市井の頭３丁目４番９号さくらハイツＥ
債務者　寺崎　孝寿
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８５６号
東京都調布市柴崎１丁目14番地１まどか荘Ｄ
債務者　萩原　光男
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１号
熊本県人吉市鶴田町798番地　鶴田団地２―１―３
債務者　馬氷フサエ（旧姓鶴下）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第７４４号
東京都東久留米市小山４丁目５番６号
債務者　竹内　由起（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部